



障害者施設に関する近年の 消防法令等の改正について

項	防火対象物の種類	項	防火対象物の種類
(1)	イ 劇場、映画館、演芸場又は観覧場	(10)	車両の停車場、航空機の発着場
	□ 公会堂又は集会場	(11)	神社、寺院、教会
(2)	イ キャバレー、カフェ、ナイトクラブ等	(12)	イ 工場又は作業所
	□ 遊技場又はダンスホール		□ 映画スタジオ等
	ハ 性風俗関連特殊営業を営む店舗等	(13)	イ 自動車車庫又は駐車場
	ニ カラオケボックス等		□ 飛行機等の格納庫
(3)	イ 待合、料理店その他これらに類するもの	(14)	倉庫
	□ 飲食店	(15)	前各項に該当しない事業所
(4)	百貨店、マーケット、その他の物品販売店舗	(16)	イ 複合用途防火対象物（特定）
(5)	イ 旅館、ホテル等		□ 複合用途防火対象物（非特定）
	□ 寄宿舍、共同住宅等	(16の2)	地下街
(6)	イ 病院、診療所等	(16の3)	準地下街
	□ 特別養護老人ホーム、介護老人保健施設等	(17)	重要文化財等
	ハ 老人デイサービスセンター等	(18)	アーケード（50m以上）
	ニ 幼稚園、特別支援学校	(19)	市町村の指定する山林
(7)	各種学校	(20)	総務省令で定める舟車
(8)	図書館、博物館等		
(9)	イ 蒸気浴場、熱気浴場等		
	□ 上記以外の公衆浴場		

改正内容 1 用途区分の細分化

【6項ロ】

(1) 老人短期入所施設

特別養護老人ホーム

(主として要介護状態にあるものを入所されるものに限る。)

(2) 救護施設

(3) 乳児院

(4) 盲ろうあ児施設 (通所施設を除く。)

(4) 障害児入所施設

(5) 障害者支援施設

(主として障害程度区分が重いものを入所させるものに限る)

認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設

障害者自立支援法に規定する短期入所

(主として障害程度区分が重いものを入所させるものに限る)

障害者自立支援法に規定する共同生活介護を行う施設

(主として障害程度区分が重いものを入所させるものに限る)

【6項ハ】

(1) 老人デイサービスセンター

有料老人ホーム

(主として要介護状態にある者を除く)

(2) 更生施設・助産施設・保育所

(3) 児童養護施設・知的障害児通園施設

(4) 自動発達支援施設等

(5) 障害者自立支援法に規定する生活介護、児童デイサービス、

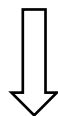
短期入所、共同生活介護、就労移行支援、共同生活援助を

行う施設 ほか

- 障がい者支援施設
（障害者総合支援法第4条第1項・第2項）
- 障がい者の短期入所を行う施設
（障害者総合支援法第5条第8項）
- 障がい者の共同生活援助を行う施設
（障害者総合支援法第5条第15項）

※入所形態に応じて6項ロ又は6項ハとなる

6項ロ(5)



主として「障害支援区分」
4以上の者を入所させる施設



障害支援区分4以上の者が概ね8割を超える施設
※障害支援区分認定を受けていない者については、認定基準を
参考に福祉部局と連携して判断を行う。



6項ハ(5)

それ以外の施設

改正にともなう変更内容

(6)項ハ(5)→消火器 (150m²以上)

自動火災報知設備 (300m²以上)

(入居・宿泊を伴う施設は全て)

消防機関へ通報する火災報知設備 (500m²以上)

スプリンクラー設備 (6000m²以上)

防火管理者の選任 (収容人員30人以上)

(6)項ロ(5)→消火器 (全て)

自動火災報知設備 (全て)

消防機関へ通報する火災報知設備 (全て)

スプリンクラー設備 (全て)

防火管理者の選任 (収容人員10人以上)

【新たに必要となる 消防用設備等の経過措置】

- 消火器
- 簡易消火用具
- 漏電火災警報器
- 誘導灯

平成28年3月31日まで
は従前の例によります。

- 屋内消火栓設備
- スプリンクラー設備
- 自動火災報知設備
- 火災通報装置
- 非常警報設備
- 避難器具



平成30年3月31日まで
は従前の例によります。

改正内容5

特定小規模施設省令に関する事項の改正

特定小規模施設の追加

【現行】

延面積300㎡未満で

- (1) 2項ニ
- (2) 6項ロ
- (3) 16項イで2項ニ、6項ロの部分が存するもの



【改正】

延面積300㎡未満で

- (1) 2項ニ
- (2) 5項イ、6項ロ
- (3) 6項イ及びハ（利用者を入居・宿泊させるものに限る）
- (4) 16項イで2項ニ、5項イの用途に供される部分が存するもの
- (5) 16項イで6項イ及びハの用途に供される部分が存するもの（利用者を入居・宿泊させるものに限る）

特定小規模施設用自動火災報知設備の設置基準

【感知器の設置基準】

- 1、天井裏の感知器は不要
- 2、2㎡未満の収納室は不要



【受信機】

全ての感知器が連動型警報機能付感知器で、警戒区域が1の場合は受信機不要

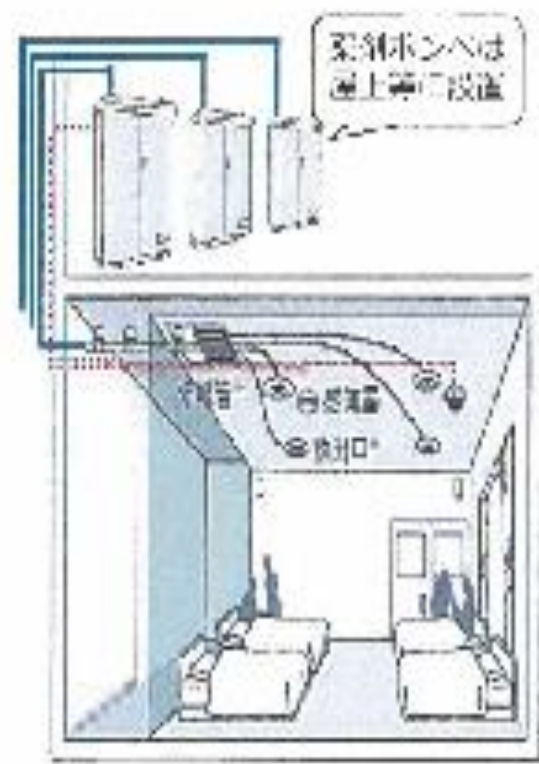
【地区音響装置】

P型2級1回線、GP型2級1回線の場合は不要

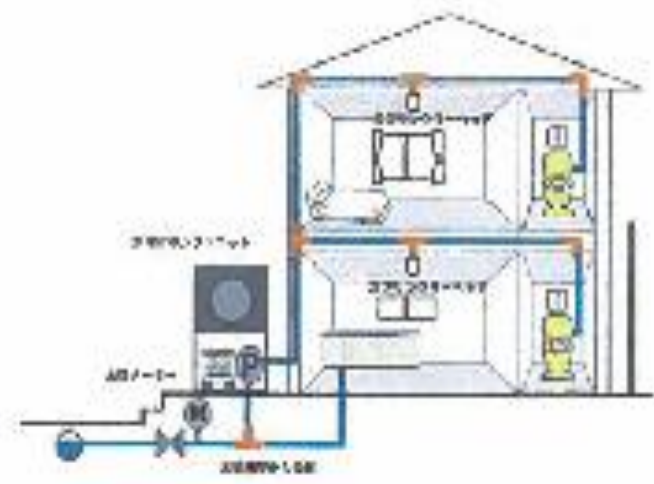
【発信機】

P型2級1回線、GP型2級1回線の場合は不要

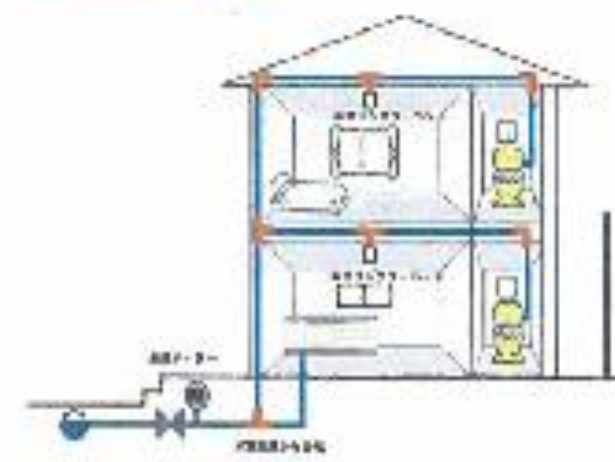
スプリンクラー設備等の自動消火設備の種類



従来のパッケージ型自動消火設備
(10,000㎡以下対応)



特定施設水道連結型スプリンクラー設備
(1,000㎡未満対応)

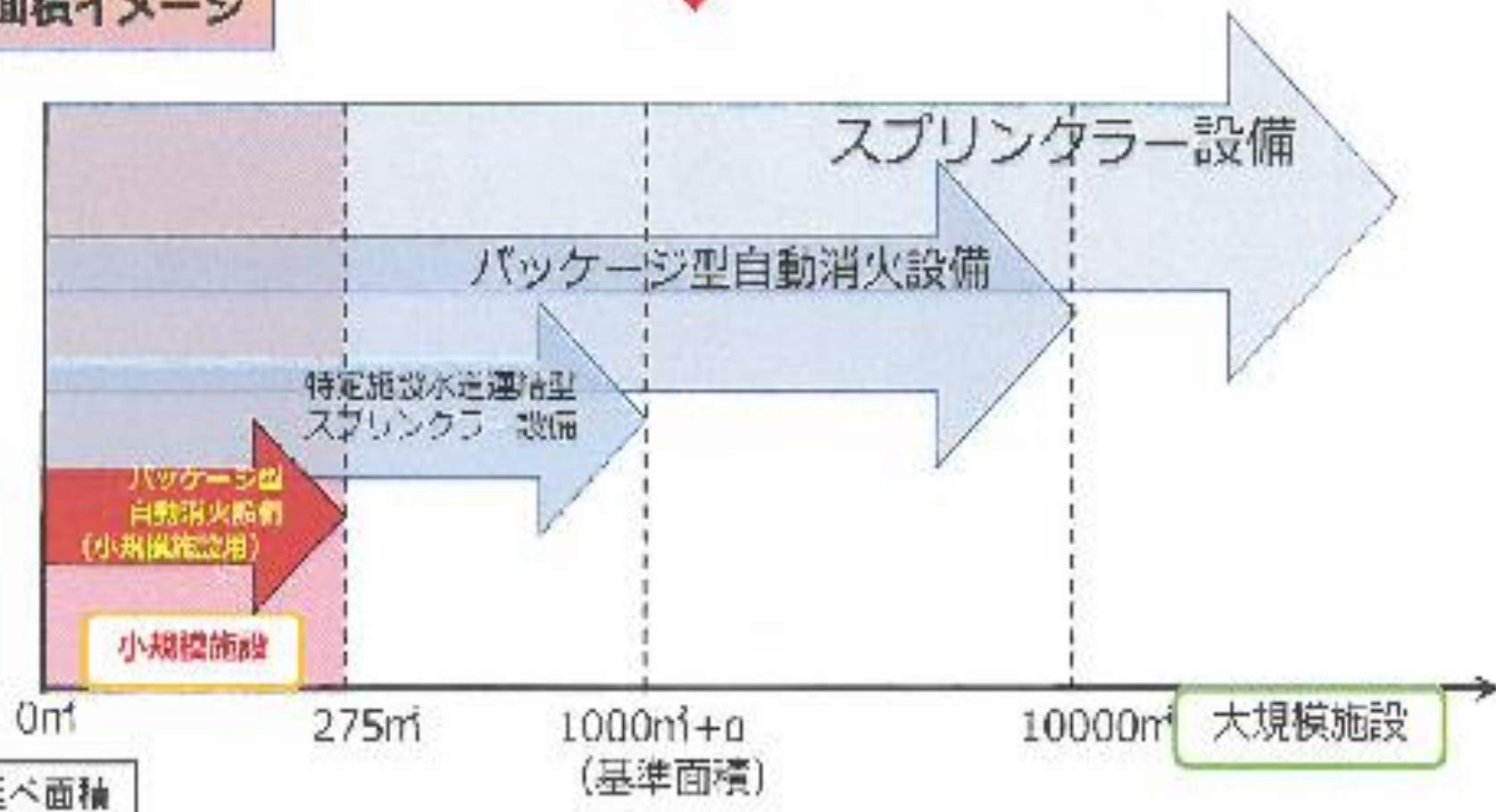


小規模施設用のパッケージ型
自動消火設備 (275㎡未満対応)

スプリンクラー設備等の自動消火設備の種類

スプリンクラー設備等の自動消火設備については、面積に応じて設置できるものが規定

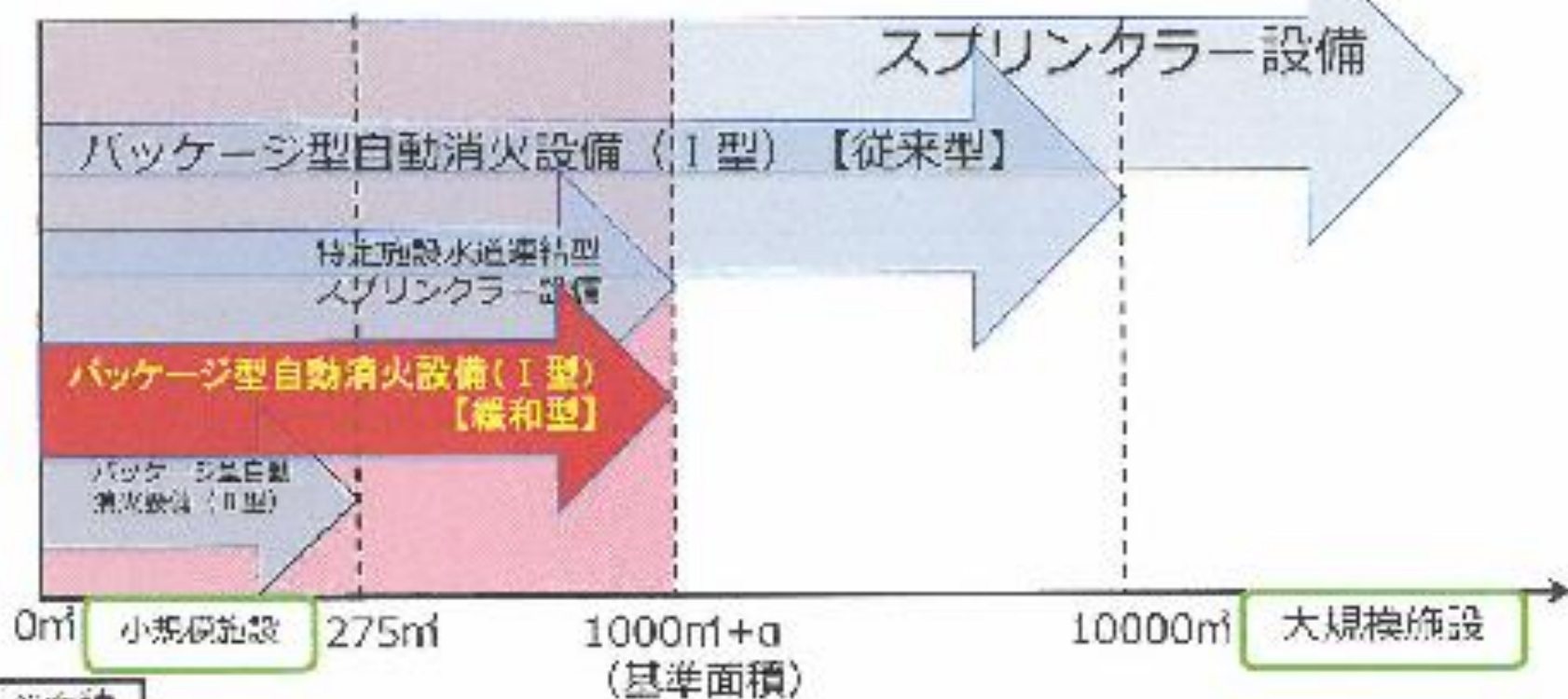
設置面積イメージ



スプリンクラー設備等の自動消火設備の種類

1000㎡未満の施設に対応したパッケージ型消火設備を新たに検討

設置面積イメージ





E N D